

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年6月1日（金）13:24～13:46

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学名誉教授

委員 本間 正義 西南学院大学経済学部教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長

竹林 経治 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

<事務局>

木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

1 開会

2 議事 外国人理美容師の受入れについて

3 閉会

○事務局 それでは、二つ目の議題に入らせていただきます。「外国人理美容師の受入れについて」ということでございまして、法務省と厚生労働省にお越しいただいております。今回は、次回の成長戦略に向けた検討ということでございまして、本日は個別項目の案文について御検討いただくということでお願いしたいと思います。

お手元に現時点の案文がございますので、読み上げさせていただきます。「理容師又は美容師の国家資格を得て、ヘアデザイナーとして」、括弧書きの部分はまだ現在、調整中の部分でございますけれども、「（新しいヘアデザインを企画・研究する）創造性のある業務を行う外国人について、在留資格『技術・人文知識・国際業務』に該当すると整理し、ガイドラインで明確化する。その上で、国家戦略特区内の地方公共団体が提案する資格等が上陸許可基準の代替措置として適当である場合、国家戦略特区制度における所要の手続を経た上で上陸許可基準の特例の対象とする」ということでございます。

現時点の案文につきまして、内閣府側といたしましては、括弧書きにあります「新しい

ヘアデザインを企画・研究する」ということで限定をかけることになると、美容院にありますとか、理容室で働く業務が読み込めないのではないかと、そういう読み方をされてしまうのではないかと、ここは削除すべきであると言っているところでございます。これにつきましては、まだ決着が付いていないところでございます。

それと併せまして、今回は正式に大阪府の、前回のヒアリングの際に新しいヘアデザインをする活動ということで、大阪府から提案してもらうことになっていたのですが、現時点ではまだ正式な提案としては来ておりませんが、大阪府から検討状況として紹介してほしいということで来ておりますので、それを申し上げます。

まず、新たな追加的な資格要件ということでございますけれども、公益社団法人日本理容美容教育センターというところで認定をしておりますエステティック等技術者認定試験を取得した者をその要件とするというようなことを検討しているということでございまして、これはエステティック、ネイル、メイクアップ、まつげエクステンションといったような技術について評価する試験ということで、それを資格要件にしてはどうかということで検討しているところでございます。

それから、理美容所について、ある程度一定の基準を満たす理美容所に限定する場合にどうしたらいいかということの検討として、あくまで現時点の案ということなのですが、厚生労働省が認可するＳマークという制度、このＳマークを取得した事業所に活動場所を限定するというのを案として検討しているところでございます。Ｓマークというのは、事業所ごとに安全、安心、衛生的であるということが証明できるようなものを申請して、それが認可されれば取得できるということで、Ｓマークを取得することによって一定の水準を満たす理美容所であるということを証明して、そういったところに活動を限定することを検討しているそうなのですが、現時点ではまだ正式な提案ではないということなので、紹介するのみにとどめさせていただきます。

以上でございます。

では、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長　いつもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、今の御検討状況及びこの文案についての御意見を伺いたいと思います。

○近江室長　法務省です。よろしくお願いします。

私どもは、この括弧のおっしゃいました「新しいヘアデザインを企画・研究する」というところは必要であると思っております、その理由といたしまして、この国家戦略特区は昨年、法改正させていただきました。元々の改正の内容自体が、既存の「技術・人文知識・国際業務」または「技能」に該当するか否かというところで、該当するということと、上陸基準省令の代替措置をどうするかという議論であったかと承知しております。

ここで「ヘアデザイナーとして創造性のある」という形になってしまいますと、創造性ある業務というのは、なかなか皆さん共通の認識としてどういうレベル感かというところが分からなくなってしまうのではないかと、思っております、この新しいヘアデザインの

企画・研究というのが最適と言われると、私たちもちょっと考えて書いてみたのですが、こういうふうを書くことによりまして、「技術・人文知識・国際業務」の中に入っている業務であってというところがはっきりしまして、その上で上陸基準の代替措置というところの話に入っていけるのかなと思っております。ここが分かりませんと、受入れのところにおきましては、区域会議で該当性の検討をおそらくこの件につきましては、法務省と厚生労働省でさせていただくことになろうかと思いますが、そもそも該当しないところに手続が始まるようなことになってしまいますので、ここは別に狭めているものではなくて、明確化という観点でこういう文言が必要ではないかと思っております。

○竹林課長 厚生労働省生活衛生課長でございます。私どもは美容師法を所管する立場で、特に美容師の場合は供給が過剰ぎみであるということがございまして、そのことと、元々普通の美容師が美容師としてのお仕事をするというのは「技人国」の在留資格に当たらないという整理をされておりますので、その整理を変えるような状況にはないだろうということがございます。この括弧書きがない文面ですと、普通の美容師の業務が入っているという誤解を招き得ると思っておりますので、この括弧書きは必要だろうと思ひまして、私どもとしても同じような修文意見を出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○八田座長 それでは、委員の方から御意見を伺いたいと思います。

○本間委員 新しいヘアデザインを企画・研究ということだけというのは、どうも引っかかるところがございまして、非常に限定的だと思います。ですから、「例えば」とか、これだけでは分かりにくいようだったら、もっと別の表現とかで例示として挙げるような形ではまずいのでしょうか。

○近江室長 ありがとうございます。

この表現が最適であるということでは、私どもも、もう少し色々考えなければいけないところはあるのかもしれませんが、ただ、先ほど厚生労働省からも御説明いただきましたとおり、本当の美容師という専門学校で専門師の称号を得られて、免許を取られて、その方々が日本でそのままでは、免許を持っていることというだけでは働けないということは入管制度上明らかになっておりまして、ガイドラインなどでも明示しております。

そういうところからいたしまして、原則はそうなのですが、やはり高度な分野ということで、あえてそこをみなすということで、今回、先生方から昨年度来色々ニーズについてお話を伺ってきましたので、私たちも一つ踏み込んで、免許を持っていて高度なところの考えを持って、こういう文言を作らせていただきました。ここを「等」にしますと、さらに色々なものが読み込めてしまうのではないかと心配をしております。企画・研究というのも非常に広い概念ではないかと思っておりますので、この文言に基づいて色々御相談をいただいて、高度な専門的な分野のお仕事であるかということは、また判断させていただきたいと法務省は考えております。

○八田座長 本間委員の御意見が一つの候補になると思うのですがけれども、もう一つ、今

おっしゃったことからいうと、ヘアデザイナーとして高度の創造性のある業務を行う外国人についてと言ってしまうと、はっきり法務省の目的にもかなうのではないのでしょうか。というのは、問題は芸術家ですよね。芸術家の人たちに企画・研究する創造性と言うかという、ちょっと言えないだろうと思います。そういうことだろうと思うのです。だから、一種の芸術家なのだろうと思います。新しいヘアデザインをコンペティションで披露して、そこで競争したり何かする。外国にも日本のヘアデザイナーとして講演に行って、色々と実現してみせるとか、そういうことだろうと思いますから、ちょっと芸術性とのギャップがあるように思うので、高度の創造性のある業務でいいのではないのでしょうか。

○竹林課長 今の先生のお話は、私もそうかなと思うのですが、高度な創造性と言ったときに、何と申しますか、美容師というのは服をデザインするとかそういうことではなくて、個別の一人一人の髪質とか色々なものに合わせてやっていくので、常に創造的な面がある。ただ、そのことだけでは、この在留資格の文脈、この分野で言うところの創造的とか高度には当たらないという整理なのではあるのですが、要は、芸術家だからといっても、普通の美容師をメイクアップアーティストみたいな言い方で呼ぶケースがあるわけで、結局、元々特区の趣旨としては、クールジャパンということで、例えば、美容業界全体がひ益するような、海外需要を喚起するというのを法律上も書いてございます。なので、もっと数少ない方が入ってくることによって、美容業界全体がひ益するというようなイメージでなければいけないと思うのですが、結局、高度だとかアーティストだとかいう名のもとに、ただ普通にサロンで勤務するような美容師がどんどん入ってくるようなことを私たちは避けたいと思っているのです。

意味合いはそういうことだということが共通認識としてあるのであれば、必ずこの文章でなければいけないということはないと思うのですが、私どもとしては、高度なとか創造性があるということで、ちょっとこの間も気になった議論として、1,000円カットはダメだけれども5,000円だったらいいとか、そんなことではないと私たちは思っているのです。数少ない非常に才能のある人材を入れることによって業界全体がひ益する、そんなイメージを誰もが共有できるような文章にするということであれば、この文章に絶対にこだわるものではないのかと思っております。

○八田座長 一つは、割とデザイン性の高いサロンで働いてもらって、そして日本のそういうやり方を身に付けて帰ってもらうということは目的の一つで、それが大量に1,000円カットで数だけこなして、デザインを一々工夫するというのではない、そういうものは排除しようと、それはよく分かるのです。だから、ある意味で高度な創造性が要求される場所だと思うのです。

これを業界代表として、論文を書かなければいけないという人を考えているのではなくて、比較的ゆっくりできるようなサロンでちゃんとデザインを工夫して、欲しいお客を相手にするようところで修行した人が国に戻ってやるということですから、超高級なところだけで働いているものを母国に持っていったとしてもしょうがない。とはいえ、1,000円カッ

トを持って帰ってもらったら、我々として全く意味がない。そういうことではないかと思うのです。

○竹林課長　すみません。私が発言を続けるのもどうかという思いもあるのですが、ちょっと今思ったことを申し上げますと、要は、すごく高級なサロンで修行した方が国に戻るといのは一つのイメージではあるかと思いつつも、このクールジャパン特区で書いていることは、海外に日本の企業が打って出るのを支援するとか、その意味で海外の需要を取り込む、あるいは外国の観光客の方が日本の美容を受けるために来る。そのインバウンド需要を取り込むということだと思ふのです。

なので、日本側の供給力を高めるのではなくて、需要を取り込む方法としては、商品開発が典型的なものなのだろうということで、このように書くのかなと思っているところなのですが、単に日本のクオリティの高い美容室で修行する人を増やすみたいなのは、元々の特区法に書いている法律の文言で言いますと、海外需要開拓支援等活動には該当しないような気がします。その部分はちゃんと、特区法の元々の法律の趣旨に該当するような書き方にしないといけないのではないかと、厚生労働省の一課長としては思います。

○八田座長　二つ目的があって、インバウンドとクールジャパンと二つありますね。インバウンドのほうは、日本に来てすごくいいデザインをしてもらいたいという人たちが来やすいようにする。そこでたまたまそういう人がいると役に立つということですね。

それから、もう一つのクールジャパンのほうは、むしろ日本で実践されている良質のデザインを海外にどんどん普及してもらいたい。こちらで試験だけを終わって帰っているのではそれができないでしょうから、それを修行してもらいたいということだと思います。繰り返しになるけれども、一生懸命企画・研究して論文を書くような人を対象にしているのではないのですね。

○近江室長　クールジャパンの考え方はおっしゃるとおりかと思うのですが、今回、特区を昨年度改正させていただいて、対象にしているのは「技術・人文知識・国際業務」の方ということで、おそらく先生がおっしゃるような、クールジャパンの別のまだ受け入れられていない分野というのが多分あると思うのですが、今回の議論としては「技術・人文知識・国際業務」に該当するというのがまず大前提としてあります。

そういたしますと、やはり私たちとして、今までは通常美容師免許を持った方ということに加えて、ほかのクールジャパン分野、食とか色々な形で免許を持っていっぱいの方という枠組みではあるのですが、この企画・研究も論文を書くというイメージでは、論文を書くのも一つかと思ひますが、本当に新たにその人自身がオリジナリティを持って企画・研究していただくというイメージでおりまして、専門士の方々が働くところとはまたちょっと別の考えになるかと思ひます。ここは、やはり高い創造性ですとちょっと明確にはならないので、デザインを企画・研究。もう少しいい言葉があればと思ひます。ここの説明はやはり必要ではないかと思ひております。創造性

という言葉自体が非常に曖昧なものでもありますので、ここは入れさせていて、「技術・人文知識・国際業務」としての今のお話は、この中でやらせていただければと思っています。

あと、クールジャパン全体として、普通の専門学校を卒業された方の就職という問題は、また特区の中でも、前も私はここでお話ししましたが、「技術・人文知識・国際業務」ではなくて、農業などを受け入れたときの今まで受け入れていない分野としての特定活動とか、色々な考えのものがありますので、今回の「技術・人文知識・国際業務」の枠組みですと、やはりここは必須でいただきたいかなと考えております。

○八田座長 芸術的な人材の修飾語としてはちょっと違和感があるということなのですが、もう一つは、例えば、これは本間委員がおっしゃったように、新しいヘアデザインを企画・研究するなど高度の創造性のある業務にということにしたらどうですか。

○近江室長 すみません。繰り返して申し訳ないのですが、今回の記載については、在留資格の「技術・人文知識・国際業務」の今の該当範囲を変えないという元々の去年の特区の考え方に基づいて、こういう形で修文いただくということであれば、法務省としては既存の範囲内ということで先生方から昨年の法改正のままの範囲だということを言っていたのであれば、これで大丈夫かなとは考えておりますが、いかがでしょうか。

○八田座長 事務局はどうですか。

○事務局 「技人国」で読めるぎりぎりの範囲で、しかも、要するにちゃんと日本に来て理美容室で働いて修行するということも排除しないというような書きぶりです。

○近江室長 違います。排除しないという意味で、そこはちょっと違うと思うのですけれども、修行するということは高度なものでは多分ないと思いますので、今までそれは認めておりません。今申し上げましたのは、昨年の法改正のときに、今までの「技術・人文知識・国際業務」の範囲の代替措置として今回考えるものと整理させていただいていますので、修行というものは、この特区の今の「技術・人文知識・国際業務」には入ってこないと理解していただきたいのです。

○事務局 分かりました。そういった点も含めて、今の出た案を中心にまた事務局の間で検討させていただきたいと思います。

○八田座長 では、今のことで御検討いただきたいと思います。

今日はお忙しいところをどうもありがとうございました。